

実質化された人・農地プラン（令和2年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	筒井 (筒井・浜田・幸畑・田茂木野)	平成25年1月	令和3年3月26日

1. 対象地区の現状

認定農業者により水稻、野菜、果樹などが栽培されている。水田は基盤整備が進められており、認定農業者による農地利用が図られているが、基盤整備未実施の水田では耕作放棄地がみられる。また、畑でも耕作放棄地がみられる。地域では若い農業者がみられるものの、農業者の高齢化が進んでおり、作業人員の減少などから農地や水路などの維持管理が困難となっている。地域には山間部の傾斜地があり、山間部からの猿や狸による獣害が発生している。また、当該地域は住宅街に近くスーパー等が多く存在し、女性農業者が直売所で農産物を販売するなどの活動が行われている。

① 地域内の耕地面積	107.9 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60.3 ha
③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	36.4 ha
1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.8 ha
2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	54.0 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 高齢者の活用に関する課題	農業者の高齢化が進んできており、高齢者を農作業で有効活用できる取組が必要である。
② 耕作放棄地に関する課題	農地の集約化を図るとともに、耕作放棄地の解消や未然防止を図る必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら担い手同士の利用権の交換により分散錯圃の解消を図る。また、高齢化等により耕作できなくなる前に農地の受け手を探し、農地の円滑な貸借による耕作放棄地の未然防止を図る。

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

認定農業者や認定新規就農者などの中心経営体の育成に向け、優良な耕作条件の農地確保に向けた基盤整備事業を推進するとともに、減農薬栽培等による米の高品質化・高付加価値化を推進していく。農地の集約化については、中心経営体である認定農業者等への農地の集約化を進める。耕作放棄地については、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携しながら、耕作者の確保に努め、農用地としての持続的な利用を図る。また、地域の農地が直販施設等に近いことから、2次産業・3次産業との連携を図り、6次産業化に努める。

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	14 経営体
法人	3 経営体
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織